

平成27年第4回
笠置町議会定例会会議録
(第1号)

平成27年12月10日

京都府相楽郡笠置町議会

平成27年第4回（定例会）
笠置町議会 会議録（第1号）

招集年月日	平成27年12月10日 木曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	平成27年12月10日 9時30分			議長	杉岡義信	
	散 会	平成27年12月10日 11時58分			議長	杉岡義信	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	1	田中良三	○	5	瀧口一弥	○	
	2	向出 健	○	6	西岡良祐	○	
	3	大倉 博	○	7	石田春子	○	
	4	西村典夫	○	8	杉岡義信	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	町 長	松本 勇	○	建設産業 課 長	市田精志	○	
	参 与	田中義信	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
	総務財政 課 長 兼 会 計 管 理 者	前田早知子	○	保健福祉 課 長	東 達広	○	
	企画観光 課 長	山本和宏	○	税住民課長	石川久仁洋	○	
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務 局 長	藤田利則	○	局長補佐	穂森美枝	○	
会 議 録 署名議員	4 番	西 村 典 夫		5 番	瀧 口 一 弥		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

平成27年第4回笠置町議会会議録

平成27年12月10日～平成27年12月17日 会期8日間

議 事 日 程 (第1号)

平成27年12月10日 午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 承認第6号 笠置町個人情報保護条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件
- 第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦の件
- 第6 議案第38号 笠置町税条例一部改正の件
- 第7 議案第39号 笠置町国民健康保険税条例一部改正の件
- 第8 議案第40号 笠置町介護保険条例一部改正の件
- 第9 議案第41号 笠置町児童手当支給条例を廃止する条例の件
- 第10 議案第42号 笠置町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定の件
- 第11 議案第43号 京都地方税機構規約一部改正の件
- 第12 議案第44号 平成27年度笠置町一般会計補正予算(第3号)の件
- 第13 議案第45号 平成27年度笠置町簡易水道特別会計補正予算(第2号)の件
- 第14 議案第46号 平成27年度笠置町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件

開 会 午前9時30分

議長（杉岡義信君） 皆さん、おはようございます。

気ぜわしい師走に入りましたが、ことしもあと数日となり、日増しに寒さが増してまいりましたが、体調を崩さないようお祈り申し上げます。

本日、ここに平成27年12月第4回笠置町議会定例会が招集されましたところ、御出席いただきまして御苦労さまでございます。

本定例会に提案されます案件について慎重な御審議をいただくとともに、議会運営に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

ただいまから平成27年12月第4回笠置町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

議長（杉岡義信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番議員、西村典夫君及び5番議員、瀧口一弥君を指名します。

以上の両議員に差しさわりのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月17日までの8日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。会期は本日から12月17日までの8日間に決定しました。

議長（杉岡義信君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会報告を行います。

去る10月26日、京都ルビノ堀川におきまして、町村議会委員長研修会が開催されまして、石田春子議会運営委員長並びに西村典夫総合常任委員長が出席いたしました。

11月11日、町村議会議長全国大会が東京NHKホールで開催されまして、出席いたしました。全国の町村議会の総意を結集し、我々町村議会議員が一貫して築き上げてきた地方

自治の精神と原点に立ち、住民自治に基づく個性と活力に満ちた町村を実現するため決議を行い、要望書を各関係省庁に提出いたしました。全国大会終了後は、各町村の当面する諸問題について、京都府選出国會議員との懇談を行いました。

翌12日から13日におきまして、山形県川西町に議会改革と活性化方策についての視察研修を行いました。それに伴いまして、議会会議規則第129条の規定により議員派遣を行いました。

なお、議会運営上、議会運営につきまして、今定例会におきまして不穏当な発言があった場合には、後日、会議録を調査して善処いたします。

次に、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 皆さん、おはようございます。

行政報告を申し上げたいと思います。

本日、ここに平成27年第4回笠置町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用のところ、全員の御出席を賜りました。厚く御礼を申し上げます。

笠置山の紅葉も終わり、日ごとに寒さが増してきております。議員の皆様方には、体調には十分御留意いただきたいと存じます。

それでは、町政の状況について報告させていただきます。

去る12月6日に第6回ご当地鍋フェスタを開催し、議員の皆様を初め多数の方々の御協力を賜りながら、盛大に開催することができました。改めて厚く御礼を申し上げます。春のさくらまつり、夏の花火大会、秋のもみじまつり、そして1年を締めくくる今回の鍋フェスタと、年間を通じたイベントにより笠置町が活気にあふれ、また大いにPRすることができたと実感いたしております。

次に、笠置町まち・ひと・しごと創生総合戦略について報告させていただきます。

4月以降創生委員会の会議を重ね、11月30日には5回目の会議を開催いたしました。委員の方々からの御意見や住民の方々からの御意見などを勘案しながら、2040年の人口推計を888人と想定し、総合戦略の確定版の作成を進めているところでございます。本年度実施しております先行型事業も含め、町民の皆様からの御協力をいただきながら、今後はこの総合戦略に掲げている施策を実施し、世代を超えてみんなが交流し、健康で安心して生活しやすく、住んでみたいまちづくりを推進してまいります。

次に、防災訓練について御報告申し上げます。

議会でも訓練の実施について何度か御質問いただいておりますが、11月8日に消防団を

初め関係機関や町民の皆様のご協力をいただきながら防災訓練を実施いたしました。震度6の地震が発生したと想定し、防災無線や緊急速報の放送、崩壊家屋からの救助や避難誘導、避難場所の開設などを行いました。訓練の中で無線のふぐあいや改善箇所など実際に行った中で判明したことがありましたので、安全・安心なまちづくりのためにも今後の取り組みについてさらに検討が必要と感じております。

次に、マイナンバー制度についてでございますが、10月5日に番号法が施行され、当町におきましても、11月中旬から各御家庭にマイナンバー通知が郵送されました。幸い大きな混乱もなく配達されたと聞いております。住民の方々の利便性の向上と行政事務の効率化を図るためにも今回マイナンバー関連の条例改正等を提案させていただいておりますので、御審議についてよろしくお願いを申し上げます。

次に、要望活動について御報告させていただきます。

平成26年度決算で4,400万円余りの歳入となるゴルフ場利用税交付金は、歳入総額の2.9%、地方税収入に対しては約3%を占めております。ゴルフ場所在自治体といたしましては、アクセスの道路の整備や維持管理、そして災害防止対策、また環境対策などゴルフ場特有の対応が必要となります。一般財源の乏しい当町にとって、この交付金は貴重な財源となっております。10月29日には、木津川市長や南山城村村長他のゴルフ場所在自治体の首長の方々、国会議員の先生方にその堅持に向けて要望を行い、10月30日の税制調査会においては、平成28年度については存続されると聞いております。しかしながら、まだまだ厳しい状況が続くことは必至でございます。引き続き要望活動を行う必要があると感じております。

また、国道163号線の拡幅整備やJR笠置駅の再生プランの取り組み、地方創生に対する支援など、今後も京都府や国に対し、支援要請を、そして要望等を行っていく必要があると考えておりますので、議員の皆様方のお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

今回、本定例会に御提案を申し上げます案件は、専決処分に対する承認1件、諮問1件、議事案件9件でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

議長（杉岡義信君） これで諸般の報告を終わります。

議長（杉岡義信君） 日程第4、承認第6号、笠置町個人情報保護条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 承認第6号、笠置町個人情報保護条例一部改正に伴う専決処分の承認を
求める件について提案理由を申し上げます。

平成27年9月議会で可決いただきました笠置町特定個人情報保護条例において、代理人
について規定していますが、個人情報保護条例との整合性を図るために、改正が必要となり
ましたので、10月5日の番号法の施行に合わせて専決処分をしたものでございます。今回
の議会で報告申し上げ、承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） おはようございます。

それでは、承認第6号、笠置町個人情報保護条例一部改正に伴う専決処分の承認を求め
る件について議案の説明をさせていただきます。

先ほど町長のほうからも説明していただきましたが、9月議会におきまして、笠置町の特
定個人情報保護条例を可決いただきました。開示請求権などがあるものとして、未成年者も
しくは成年被後継人の法定代理人以外に本人の委任による代理人を法定代理人等と規定して、
本人にかわって請求できるものと特定個人情報保護条例では規定しております。

もともとありました個人条例保護条例では、この本人の委任による代理人を請求できるも
のとして規定しておりませんでしたので、これ、特定個人情報とこの個人情報保護条例の整
合性を図るために、改正が必要ということがわかりました。これが、すみません、こちらの
確認不足もありまして、9月議会に提案することができず、10月5日の番号法の施行に合
わせまして、10月2日に町長によりまして、専決処分をさせていただき、10月5日の番
号法の施行と同時に改正を公布、施行ということとさせていただいております。

この個人情報保護条例の中身ですが、2ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第14条、それから第14条の開示請求権と第5条は、その請求の手續、ここで未成年者、
または成年被後見人の法定代理人に加えて本人の委任による代理人を法定代理人とするとい
うところとなっております。第25条と第26条、訂正請求権と訂正請求の手續、同じく第
31条の利用停止請求権と第32条のその手續についてそれぞれこの法定代理人というところ
を改正しております。

専決処分といたしました内容について説明させていただきました。よろしくお願いいたし
ます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。

質疑につきましては、全ての議案に対し、同一議題について3回ですので、申し添えます。
質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。承認第6号、笠置町個人情報保護条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認とすることに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、承認第6号、笠置町個人情報保護条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに決定しました。

議長（杉岡義信君） 日程第5、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について提案理由を申し上げます。

人権擁護委員寺阪良子氏は、平成27年12月31日で任期満了となりますが、再任について議会の意見を求めたいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定によりこの案を提出するものでございます。

なお、委員の任期は、平成28年1月1日から3カ年でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） それでは、諮問第1号の説明は朗読をもって説明させていただきます。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

平成27年12月10日提出。笠置町長、松本勇。

記としまして、寺阪良子氏は、昭和25年4月3日生まれでございまして、京都府相楽郡笠置町大字切山小字桜井61番地の1にお住まいでございます。

以上で説明を終わります。

議長（杉岡義信君） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

本件は討論を省略して、採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認め、討論を省略いたします。

これから採決を行います。

この採決は挙手で行います。寺阪良子さんは、これに適任であると答申することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、寺阪良子さんは、人権擁護委員候補者の推薦は適任であると答申することに決定しました。

議長（杉岡義信君） 日程第6、議案第38号、笠置町税条例一部改正の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第38号、笠置町税条例一部改正の件について提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）が平成27年3月31日にそれぞれ公布され、また地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第85号）が平成27年9月30日に公布されたことに伴い、関連する笠置町税条例の一部を改正するものでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 議案第38号、笠置町税条例一部改正の件について改正内容を御説明いたします。

今回の主な改正点は、徴収猶予及び換価猶予にかかわる分割納付、分割納入の方法と申請手続に関する事項等を定めております。また、番号法の施行に伴う規定の整備とたばこ税の特例税率の廃止などとなっております。

なお、規定のずれや文言の修正等は一部説明を省略させていただきますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、新旧対照表により御説明いたします。17ページをごらんください。

初めに、徴収猶予に係る町の徴収金の分担納付又は分割納入の方法、第8条第1項では、徴収の猶予をする場合の徴収金の分割納付と分割納入の方法を定めています。第2項からは、徴収の猶予をする期間や期間を延長する場合の徴収金の分割納付と分割納入の方法等を定めております。

18ページ、徴収猶予の申請手続等、第9条第1項から、20ページの第5項では、徴収の猶予を申請する場合の記載事項や添付書類などを定めております。同条第6項、第7項では、災害等の理由で徴収を猶予する場合の添付書類等の規定と、記載事項の不備等を修正できる期間を定めております。

同じページの第11条では、職権による換価の猶予の手続等を、21ページ、第12条では、納税者の申請により、換価の猶予が行える申請手続の規定を定めております。

22ページ、担保を徴する必要がない場合、第13条は、地方税法第16条の規定により、職権並びに申請による換価の猶予、その猶予に係る金額、期間、その他の事項を勘案して、担保の徴収を不用とする基準を町条例で定めております。

続いて、23ページ、町民税の納税義務者等、第23条第3項並びに所得割の課税標準第33条第2項は、法改正に合わせて文言等の整備を行っております。

24ページ、町民税の申告、第36条の2第9項では、番号法の施行に伴い、法人番号の規定の整備を行っております。

続きますでも、番号施行に伴います改正でございますので、一括して御説明させていただきます。

25ページ、町民税の減免、第51条第2項第1号、27ページ、28ページの第63条関係の改正規定、29ページ、固定資産税の減免、第71条第2項第1号、29ページから31ページまでの住宅用地の申告等の第74条関係の改正規定、同31ページ、軽自動車税の減免、第89条第2項第2号、32ページから33ページ、身体障害者等に対する軽自動車税の減免、第90条第2項第1号、33ページ、特別土地保有税の減免、第139条の

3第2項第1号、以上はいずれも番号法の施行に伴いまして、個人番号または法人番号等の文言の追加等の規定の整備を行っております。

また、35ページ、附則第10条の3第1項第1号から39ページ、同条第9項第1号までの改正規定は、同じく番号法の施行に伴い、現行「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住民及び氏名又は名称）」にそれぞれ改めています。

39ページ、たばこ税の税率の特例、第16条の2では、旧3級品製造たばこの税率の特例が廃止され、段階的に税率の引き上げが実施されることになりましたので、この規定を削除しています。

なお、この条例の施行期日は原則として、平成28年4月1日から施行します。

また、番号法の施行に伴う改正規定につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律（附則第1条第4号）に掲げる規定の施行日であります平成28年1月1日から施行します。

以上で笠置町税条例一部改正の件について説明を終わります。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

議案第38号、笠置町税条例一部改正の件について反対討論を行います。

本議案には、町民税減免の申請書に個人番号などを記入することなどマイナンバー制度にかかわる規定が盛り込まれています。マイナンバー制度は情報流出のリスクや業者などの管理の負担がふえるなど問題のある制度です。全国でも詐欺事件が多発しており、マイナンバー制度は中止すべきです。

以上を理由として、反対討論を終わります。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで、討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第38号、笠置町税条例一部改正の件は、原案の

とおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(杉岡義信君) 挙手多数です。したがって、議案第38号、笠置町税条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長(杉岡義信君) 日程第7、議案第39号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長(松本 勇君) 議案第39号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件について提案理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の施行に伴い、関連します笠置町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。施行日は、平成28年1月1日でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(杉岡義信君) 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長(石川久仁洋君) 議案第39号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件について御説明いたします。

それでは、2ページ、新旧対照表をごらんください。

今回の改正につきましては、第24条の3に規定いたします国民健康保険税の減免につきまして第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。)」に改めるものでございます。

改正の理由といたしましては、番号法の施行に伴い、個人番号の利用等による改正が必要になりましたので、これに基づき規定を改めたものでございます。

なお、この条例は、平成28年1月1日から施行いたします。

以上、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件について説明を終わります。

議長(杉岡義信君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

議案第39号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件について反対討論を行います。

本議案は、減免の申請書にマイナンバーの記載を規定する内容となっています。先ほども述べたように、マイナンバー制度は問題のある制度です。マイナンバー制度の中止を求め、反対討論を終わります。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第39号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、議案第39号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第8、議案第40号、笠置町介護保険条例一部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第40号、笠置町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして提案理由を御説明申し上げます。

今回の条例一部改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行に伴い、規定する書類に氏名とともに個人番号の記載を定めるものでございます。

施行日は平成28年1月1日でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

議案第40号、笠置町介護保険条例一部改正の件につきまして御説明申し上げます。

1枚めくっていただきまして、新旧対照表のほうで御説明申し上げます。

議案第39号でも御説明あった理由は同じでございます、今回のマイナンバー制度の施

行によりまして、介護保険では保険料の徴収猶予第14条及び保険料の減免第15条の規定の中で、「氏名及び住所」というふうな従来の規定から、「氏名、住所及び個人番号」というものに改正させていただくというものでございます。これにより住民の利便性が向上するものと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

議案第40号、笠置町介護保険条例一部改正の件について反対討論を行います。

本議案は、保険料の猶予や減免の申請書にマイナンバーの記載を規定する内容となっております。先ほども述べましたようにマイナンバー制度は問題のある制度であり、その中止を求め、反対討論を終わります。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第40号、笠置町介護保険条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、議案第40号、笠置町介護保険条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第9、議案第41号、笠置町児童手当支給条例を廃止する条例の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第41号、笠置町児童手当支給条例を廃止する条例の件について提案理由を御説明申し上げます。

児童手当の支給につきましては、児童手当法（昭和46年5月27日法律第73号）に基づき、昭和47年から開始されているところでございます。

本条例は、児童手当法施行前の単独事業として実施されたと考えられます。今般例規整備に当たりまして、現行と乖離しておりますことから、本条例を廃止するものでございます。

施行日は公布の日でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

議案第41号、笠置町児童手当支給条例を廃止する条例の件、笠置町児童手当支給条例を廃止したいので、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、提案理由でもございましたが、今般の例規整備に当たりまして、まず、二、三点の論点から廃止するということを御説明申し上げます。

まず、1点目、この条例の中身は多子加算でございます。児童手当法の前年に前倒しで規定されたものでございまして、児童手当法によりまして多子加算は制度化されています。それと、この条例の翌年に児童手当法がございましたので、その児童手当法が現在有効であります。

それから、この条例につきましては、申請でございます。私の記憶する限りは、この条例が適用されていたというふうなことはございませんので、現在休止状態、未活用というふうな、これは周知方法もございしますが、問題があったかと思えます。

等々で今回廃止するものでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第41号、笠置町児童手当支給条例を廃止する条例の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第41号、笠置町児童手当支給条例を廃止する条例の件は、原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第10、議案第42号、笠置町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第42号、笠置町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定について提案理由を申し上げます。

10月5日に番号法が施行され、税、社会保障、災害に関して個人番号を含む特定個人情報が利用されますが、笠置町が行う事務において、この特定個人情報を利用する場合は、番号法により条例で定めるものと規定されておりますので、今回17の事務について提供させるものでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第42号、笠置町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定の件につきまして議案の説明をさせていただきます。

10月5日から番号法が施行されまして、平成28年1月からは個人番号を含む特定個人情報の利用が開始されます。番号法第9条によりまして、この使用される分野が決まっております。税分野、社会保障分野、それから災害対策分野と限定されているというところになっております。ただし、この番号法第9条第2項におきましては、地方公共団体で独自の行政サービスとして実施している事務については、条例で定めることによりまして利用できるということが規定されております。

今回、町で実施しております17の事務についてこの個人番号を利用するために条例を制定させていただくということとなっております。

それでは、この条例案に従いまして、説明させていただきます。

第1条の目的では、先ほど言いましたように、番号法に伴いまして、必要な事項を定めるという目的を規定しております。

第2条におきましては、用語の意義を規定しております。個人情報、それから第2号で個人番号、特定個人情報、個人番号利用事務の実施者、情報提供ネットワークシステムといった文言の意義を説明させていただいております。

第3条では、町の責務といたしまして、適正な取り扱いの確保と地域の特性に応じた施策を実施するところを規定させていただいております。

第4条では、この個人番号の利用範囲を規定しているところになっております。第

4条第1項では、町で独自に利用する事務と庁内で連携する事務について規定いたしております。独自利用につきましては、1枚めくっていただきました別表の第1、それから庁内で連携する事務につきましては、裏面の別表第2となっております。

第2項から第4項につきましては、平成29年から利用が予定されておりますこの情報提供ネットワークシステムを利用することとなった場合の規定となっております。

条例の施行につきましては、国での運用が開始されます28年1月1日からとなっておりますが、第4条に規定しております情報ネットワークシステムを利用する者は、国の施行に合わせて町のほうも施行することとしております。

別表1につきましては、町で17の事務を規定、上げております。

別表2につきましても、独自利用するものと同じものを17事務上げております。これは、この別表第2でいきますと、この特定個人情報に当たります地方税情報なり住民票関係情報というものが、さきの国民健康保険条例とか介護保険条例でもありましたように、個人番号を規定することによりまして、住民の方が、例えば所得証明とか住民票をとらずに番号を記載していただきまして、うちがその事務の効率化であったり、住民の例えば手数料のお支払いであったりというところで規定させていただいたこととなります。

以上、概要のほうの説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。西村君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

この事務の中に、災害被災者に対する事務は含まれないのか、確認をさせていただきます。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

災害に対する事務につきましては、番号法の中で既に規定されておりますので、町で独自の利用ということにはなっていない、国の法律のほうで利用できる範囲というものが出ておまして、今、町でやっている事務の中には含まれないといいますか、上の法律で対応できるものと考えますので、今回の事務には上げておりません。以上です。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

この中で、出生・死亡に関してはどういう取り扱いになるんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 出生・死亡というのは、届けということになる

んでしょうか。すみません、ちょっと戸籍のほうになりますので、これはあくまでも住民票を出していただくとか、それから、税情報を出していただくところですので、死亡届が出た時点で、もう死亡された方の特定個人情報というのは、利用できないということにもなりますし、出生のときにそこで番号法ですので、それ以降のことになります。出生届、死亡届というのは、国の法律のほうでの話で、うちで使う事務ということです。例えば乳幼児医療とか子供の子育て医療とかというのには番号を使いますが、それは出生届が出てから番号が付与されるというところになりますので、出生届に既に番号が入っているというところはありませんので、それ以降のうちにに関する事務というところになっております。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） 6番、西岡です。

これ、別表の事務の業務ですけれども、これで全て漏れはないのか、それから、もし後で追加等が出てきた場合には、どういう処置をとられるのか、ちょっとお伺いしたい。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

この条例の制定に当たりまして、各課のほうに照会をかけて洗い出しをしていただいた中で今現在活用できる事務として17が上がっております。今後新たに出てきた場合は、また追加というところで、また別表の改正などが必要かと思われませんが、今の時点で洗い出しの中ではこの事務とさせていただいております。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

議案第42号、笠置町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定の件について反対討論を行います。

本議案は、マイナンバー制度実施にかかわるものであり、マイナンバー制度は先ほどから述べていますように、大変問題があります。業者負担という点では、マイナンバーの管理者の配置やシステムの対応、また、マイナンバー情報の罰則の適用など負担が増加し、経営を圧迫するものとなります。情報流出のリスクでは、全国でも詐欺事件が起きており、消費者

庁が10月6日に発表した事例では、南関東の70代女性が数百万円を払ってしまうという実害も発生しています。一方で、マイナンバー制度の利点については、具体的な費用対効果や住民の利益が明確に示されないままです。

問題だらけのマイナンバー制度の中止を求め、反対討論を終わります。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第42号、笠置町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、議案第42号、笠置町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第11、議案第43号、京都地方税機構規約一部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第43号、京都地方税機構規約一部改正の件について提案理由を申し上げます。

京都地方税機構が処理する事務に新たに軽自動車税申告書等のデータ作成及びこれに関連する事務を追加するため、その規約の一部を改正することについて、京都府及び京都市を除く福知山市ほか23市町村と協議したいので、地方自治法第291条の11の規定により、この案を提出するものでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 議案第43号、京都地方税機構規約一部改正の件について地方自治法第291条の3第1項の規定により、京都地方税機構が規約を改正しようとするときは、構成団体の協議が必要とされていますので、同条11により議会の議決を求めています。

改正内容につきましては、軽自動車税に係る税制改正に対応するため、軽自動車検査情報を活用し、京都地方税機構において軽自動車税申告等のデータ化の共同処理を行うための規約改正でございます。

それでは、新旧対照表により御説明させていただきます。

なお、一部説明を省略させていただくところがございますが、あらかじめ御了承をお願いします。

2ページをごらんください。

広域連合の処理する事務。第4条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に新たに第2号として「地方税法に基づき構成団体が賦課徴収すべき軽自動車税（地方税法第442条第2号に規定する軽自動車及び同条第4号に規定する二輪の小型自動車に限る。以下同じ。）に係る申告書等のデータ作成及びこれに関連する事務」を追加いたします。

広域連合の作成する広域計画の項目。第5条第1号に前条の変更に改正に伴い、「前条第1号から第3号まで及び第6号に掲げる事務」に改めます。

最後に、別表におきまして、第3項を第4項とし、新たに第3項として、今回の変更による市町村の負担金割合等を追加しております。

なお、この規約は、各構成団体の議会の議決により、協議が調いましたら、総務大臣へ規約変更許可申請書が提出されることとなっております。

施行期日は、総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

これで説明を終わります。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

議案第43号、京都地方税機構規約一部改正の件について反対討論を行います。

本議案は、広域連合が処理する事務に軽自動車税の申告書などのデータ作成とこれに関連する事務を加えるという内容です。

各市町村が行う税務処理の共同化は、納税者と直接向き合い、課税の実務を通じてその声を行政に反映させることや自主的に判断する能力、専門性が奪われることなど、課税自主権が事実上、侵害されるおそれがあります。さらに、税の共同化は効率化の名のもとに、少ない職員でより多くの徴収を求め、生活実態を無視した徴収が行われていくという問題もあり

ます。

税務処理の共同化を進めていくことは問題だと表明して、反対討論を終わります。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第43号、京都地方税機構規約一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、議案第43、京都地方税機構規約の一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

この際10分間休憩します。

休 憩 午前10時35分

再 開 午前10時47分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

先ほどの議案第38号の笠置町税条例の一部改正の件におきまして、再度税住民課長より説明を願います。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼いたします。

議案第38号、笠置町税条例一部改正の件につきまして追加して御説明をさせていただきたいと思います。

新旧対照表等の議案書の中で、号番号の表記の誤りがございました。

新旧対照表の18ページをごらんいただきたいんですけども、第9条、この1項の下の1は、第1号に当たるわけなんですけど、この1号につきましては、号番号は全て括弧書きが必要ということになっております。次の2項を見ていただきましても、19ページの2項を見ていただきましても、2項、それからその下の1号には、括弧書きが必要ということになっております。その他の議案、新旧対照表の表記につきましても、号番号には括弧書きが必要となります。記載が漏れておりましたので、お手数でございますけれども、訂正をよろしくお願いしたいと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 日程第12、議案第44号、平成27年度笠置町一般会計補正予算（第3号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第44号、平成27年笠置町一般会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額13億3,417万円にそれぞれ5,277万3,000円を減額し、歳入歳出総額を12億8,139万7,000円とするものです。

歳入の主なものは、国庫支出金では、社会資本整備総合交付金が大幅に減額されたことにより5,070万円を減額、災害復旧事業補助金として260万円を増額しています。

歳出の主なものは、社会資本整備総合交付金が減額されたことに伴い、町道笠置山線新設工事7,800円を減額、10月に発生した豪雨被害による災害復旧関連事業費を912万円増額しています。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第44号、平成27年度笠置町一般会計補正予算（第3号）の件につきまして説明させていただきます。

総務財政課からは、歳入と、それから総務財政課所管の歳出について説明させていただきます。

それでは、10ページからごらんいただきますようお願いいたします。

10ページ、歳入、10款地方交付税では、普通交付金税の交付額の増によりまして1,071万4,000円を増額しております。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、3目災害復旧費国庫負担金では、豪雨災害によりまず道路施設災害復旧事業費負担金といたしまして514万1,000円を増額計上しております。同じく国庫支出金の2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、選挙人名簿システムの改修費の補助金といたしまして1万4,000円の増額、それから個人番号カードの事務費補助金といたしまして4万9,000円の合計6万3,000円を増額しております。

2目民生費国庫補助金では、放課後児童健全育成事業費補助金といたしまして、事業費の3分の1分が国庫補助金といたしまして、児童福祉費補助金に62万1,000円を増額としております。

4目土木費国庫補助金でございますが、先ほど町長の説明もありましたように、社会資本整備総合交付金が大幅に減額されましたので、ここで5,070万円を減額しております。

下段の14款府支出金、2項府補助金、2目民生費府補助金では93万1,000円を増

額しております。これは社会福祉費補助金といたしまして、骨髄ドナー助成事業の補助金を7万円計上しております、次のページに移りまして、老人福祉費補助金では、重度障害老人健康管理事業費の補助金といたしまして24万円、続いて児童福祉費補助金の62万1,000円は、先ほどの国庫補助金と同じく放課後児童健全育成事業費府分の増額となっております。

農林水産業費補助金におきましては、林業費補助金といたしまして、山城地域広域有害鳥獣捕獲事業の委託金といたしまして28万7,000円を増額し、緑の公共事業補助金は、交付額の確定によりまして3万9,000円を減額しております。

中段、同じく府支出金の3項委託金でございますが、これは経済センサス活動調査準備調査委託金として2万8,000円の交付が決定いたしましたので、総務費委託金といたしまして2万8,000円増額しております。

18款の繰越金、こちらは財源留保としておりました前年度の繰越金を684万8,000円計上しております。

下段19款諸収入の雑入ですが、これは後期高齢者医療療養給付負担金の過年度精算が確定いたしましたので、93万3,000円を計上いたしております。

続いて、12ページ、20款町債でございます。

土木債は、過疎対策事業債で3,120万を減額しております。こちらは、笠置山線の改良工事で予定しておりましたが、工事の見直しにより町債のほうも減額したものです。

次の災害復旧事業債ですが、9月30日から10月2日にかけての豪雨災害により、道路のり面崩壊によりまして、災害復旧事業債を起こしまして360万円増額としております。歳入のほうは以上となります。

続きまして、13ページ以降の歳出の説明をさせていただきます。

なお、それぞれの款におきまして職員手当のほうも増減がございますが、こちらにつきましては、職員の扶養手当や通勤手当などの変更に伴うものを計上させていただいておりますので、各項目での説明は割愛させていただきます。御了承ください。

それでは、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で231万5,000円を増額しております。委託料といたしましては、ホームページの維持管理、新たなホームページが6月から運用しておりますが、旧のホームページから切りかえの間の維持費といたしまして3万4,000円を増額いたしました。負担金補助及び交付金では208万8,000円となっておりますが、これはTRY-X、うちの基幹系のシステムですが、法改正に伴う改修

の負担金といたしまして97万1,000円、相楽東部広域連合の負担金といたしまして8万3,000円、これは補正に伴うものでございます。笠置中学校経費の南山城村への支出金ですが、これは東部連合への負担金を中学校経費、一旦南山城村さんのほうからお支払いいただいておりますので、そちらの増額分といたしまして103万4,000円計上しております。3目の財産管理費では、2年に1回避雷設備の保守点検を行っておりますが、当初での計上漏れというところで、今回7万円委託料として計上させていただきました。

続きまして、下段の町長選挙費におきましては、当初予算で3月に執行いたします町長選挙の経費を計上させていただいておりますが、計数器の経年により故障のため今回の選挙でリースという形で計上させていただきました。それから委託料につきましては、見積もりにより増額、それから報酬につきましては、日程、人数等の精査によりまして減額となっております。

続きまして、14ページ、統計調査費ですが、歳入のほうでも御説明させていただきましたが、経済センサスの活動調査準備調査というところで交付決定がありましたので、旅費、需用費、役務というところで予算計上を総額3万円させていただいております。

続いて、14ページ、中段にあります3款の民生費、社会福祉費、総務費負担金で44万1,000円、それから15ページ、上段になります衛生費での負担金、それから、飛びまして、16ページの3、教育費の負担金、これは相楽東部連合にかかわる負担金となっておりますが、これは東部連合におきます補正予算第1回目、第2回目の精査をいたしました結果、決算に伴う負担金の精算によりまして、それぞれ増額させていただいております。

以上、総務財政課所管の分につきまして説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 失礼いたします。

企画観光課が所管いたします補正予算について御説明をさせていただきます。

13ページをお願いいたします。

総務費、総務管理費、6目企画費、19節の負担金補助及び交付金で、地域力再生プロジェクト支援事業補助金として20万円を計上させていただいております。この地域力再生プロジェクト支援につきましては、京都府の補助事業で、地域住民が主体的に参画し、地域力再生に取り組む団体が行う、例えば地域交流連携の推進、また地域経済の活性化、地域コミュニティの創造等、地域力の再生に資する活動に対し、京都府と市町村が連携し応援する事業でございます。そして、団体が行う事業に対して補助されるもので、この応募申請につ

きましては、その団体が京都府に提出、申請されます。そして、申請されたものに対しまして、地域力再生支援会議というものが組織されているんですけれども、そこで審査されることになっております。京都府からの補助金を受けられる団体に対しまして、町といたしましても補助するものとして計上させていただいております。

それから、15ページをお願いいたします。

15ページの下段でございますが、商工費、4目産業振興会館費、11節需用費で光熱水費といたしまして34万6,000円を増額で計上させていただいているところでございます。

企画観光課に所管するものにつきましては、以上でございます。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

保健福祉課が所管します歳出予算につきまして御説明申し上げます。

14ページ、中段の3款民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、負担金の説明欄の骨髄ドナー助成事業14万円、歳入のほうで説明あったところでございますが、京都府で本年度骨髄ドナーの提供者に対しての助成が京都府は全国で2番目に実施された都道府県になっておりまして、その実施に伴いまして、府下の市町村が順次取り組みを進めておられるところでございます。その提供者に対して助成する制度、1名分を制度を立ち上げて実施をするものでございまして、広報の仕方を工夫して、今後実施させていただきたいと思っております。その予算14万円。

それから、4目老人福祉費では、扶助費のほうで、重度老人健康管理事業につきましては、歳出予算が当初予定を大きく上回りまして、その分64万5,000円の増加予定分を計上している。

それから、28節の繰出金につきましては、別途介護保険のほうで御説明申し上げますが、給付費等の増額によりまして181万8,000円を組ませていただいているということでございます。

それから、民生費、児童福祉費、児童福祉総務費でございます。これは歳入のほうでも説明あったんですが、子育て支援交付金の制度が変わりまして、笠置町の児童クラブは10人未満ということで、交付金対象内外の判断が非常に分かれたところでございまして、このたび何とか要望に対して適用できるということになりまして、その分の財源振替をしております。124万2,000円を特定財源で上げて、一般財源で減らすというふうな予算でござ

います。

保健福祉課は以上でございます。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 税住民課が所管します歳出につきまして御説明させていただきます。

15ページ、上段をごらんください。

4款、衛生費、清掃費、塵芥処理費、備品購入費におきまして2万8,000円の補正をお願いしております。内容につきましては、西部区のふれあい広場にある共同ごみ収集場に設置するセンサーライトの購入費でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

それでは、建設産業課が所管いたします歳出予算の説明を申し上げます。

予算書の15ページをお願いいたします。15ページ、中段でございます。

5款農林水産業費、2項林業費、1目林業総務費、補正額はゼロとなっておりますが、こちらにつきましては、緑の公共事業補助金の交付額の決定に伴いまして、財源の組み替えを行っておるものでございます。

2目林業振興費、補正額29万3,000円でございます。節といたしまして、11節需用費で消耗品費として8,000円、13節委託料、こちらにつきましては、山城地域広域有害鳥獣捕獲事業委託費といたしまして28万円を計上させていただいておるものでございます。この内容につきましては、昨年度も実施させていただいたところでございますが、南山城村、和束町それぞれと合同で広域捕獲を行うということで、合計2回の実施を予定しておるところでございます。

なお、先ほどの消耗品費につきましては、当該事業に係ります事務費として計上させていただいているものでございます。

19節負担金補助及び交付金でございますが、こちらにつきましては、狩猟事故共済保険の助成として5,000円を計上させていただいておるものでございます。中身といたしましては、有害鳥獣捕獲事業の実施に伴いまして、狩猟事故共済のほうに猟友会さんのほう加入させていただいておるわけでございますが、その加入費用の一部を助成させていただくというものでございます。

次のページをお願いいたします。

上段でございますが、7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費でございますが、補正額はゼロとなっておりますが、こちらにつきましては、人件費分に係ります財源の組み替えを行ったものでございます。

次に、7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費、補正額20万円でございます。節といたしまして、原材料費で20万円の計上をいたしておりますが、こちらにつきましては、町道の路肩保護を行うための柵の購入費を計上させていただいております。

次に、3目道路新設改良費、補正額マイナス7,100万円となっております。節の区分といたしまして、13節委託料、こちらにつきましては、道路設計業務委託といたしまして400万円を計上させていただいております。こちらの内容につきましては、現在、町道笠置有市線改良事業に向けまして、用地調査や補償調査を行っておるところでございますが、当該道路に係ります路面の道路下部に当たりますのり面の調査を行うための委託業務の費用を計上させていただいたところでございます。

15節工事請負費でございますが、マイナス7,500万円となっております。内訳といたしまして、笠置山線改良事業でマイナス7,750万円。こちらにつきましては、交付金の減によるものでございます。

それと、地域主導型公共事業で150万円並びに道路改良工事といたしまして100万円計上させていただいておりますが、これにつきましては、町道平田線新設事業並びに町道笠置広岡線の改良事業、現在入札に向けて詳細設計組んでおるところでございますが、若干原形予算額に不足が生じる見込みでございますので、追加分ということで計上させていただいたところでございます。

同じく16ページの下段になりますが、13款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費、補正額912万円を計上させていただいております。節の区分といたしまして、需用費で消耗品費として12万円。こちらにつきましては、工事雑費分を計上させていただいております。工事費の1.5%を計上させていただいております。13節委託料、こちらにつきましては、災害の測量委託ということで100万円を計上させていただいております。今後現地測量並びに復旧計画等作成するものの費用となっております。

なお、この採用につきましては、先ほど歳入のところでも説明がありましたが、平成27年9月30日から10月2日にかけての豪雨災害によりまして、10月2日の未明でございますが、1時間20ミリを超える雨量がございまして、それによりまして、飛鳥路地内

の町道笠置川東線の路肩が崩壊したものでございます。

次のページをお願いいたします。

15節工事請負費でございますが、こちらのほうで道路災害復旧工事費といたしまして800万円を計上させていただいております。

なお、現在の復旧計画につきましては、復旧延長16.8メートル、主な復旧工法といたしましては、道路擁壁、こちらブロック積みになりますが、約83平米というような形で計画しております。

建設産業課につきましては、以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。石田さん。

7番（石田春子君） 先ほど12ページの過疎対策事業債の減額と、そして16ページの笠置山線の減額について町長は、道を変えたとおっしゃったと思いますけれども、もう工事は終わっているんですか。いえ、これ、7,500万と3,100万の減額となっておりますので、だからもう工事は終わっているんですか、いかがですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。ただいまの石田議員の御質問にお答えさせていただきます。

町道笠置山線につきましては、現在も工事を行っておりますのでございまして、あと、これまでからも何度か御説明させていただいておりますが、全体の約300メートル、まだ工事区間として残っております。昨年、保安林の指定解除、事務のほうを進めさせていただきまして、今年度から大幅に工事のほうを進めていきたいとこのように思っておったところでございますが、今年度交付金のほうが、今現在補正予算で減額させていただいておりますとおり、大幅にカットされました関係で財源がないということで、今年度当初予算で計上させていただいております笠置山線の工事費分8,000万円のうち7,800万円分を減額させていただくということになっておりまして、工事そのものは、今年度、昨年からの繰越事業分もございますので、今年度、また来年度以降も工事のほうは引き続き実施していく予定となっております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 石田さん。

7番（石田春子君） 石田です。

そしたら、来年には来年で予算を組むわけですね、どうですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいま考えといたしましては、財政のほうとも相談はしておるんですが、今年度と同様、社会資本総合整備交付金のほうを財源といたしまして申請いたしまして、来年度につきましても工事費のほう計上させていただき予定をしております。以上です。

議長（杉岡義信君） 石田さん。

7番（石田春子君） 7番、石田です。

そして、14ページ、退職者の特別負担金とされておりますけれども、これは何名が退職されるんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

14ページ、下段、保育園費の負担金、すみません、ちょっと説明しておりませんでした。退職手当組合の特別負担金というものがあまして、今年度早期退職によりまして、退職される方の特別負担金となっております。早期退職の申し出があったのは1名になります。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

6番（西岡良祐君） 6番、西岡です。

先ほどの石田議員の質問に関連して、もう少しお伺いしたい。

この笠置山線というのは、以前からずっと問題で残ってきておるわけですがけれども、先ほどの答弁では、来年度の予算も申請してやるということをおっしゃっていますけれども、もうあと3年やったら3年で、ここまで仕上げるというようなちょっと確実な計画を立てて、その申請もちゃんと通るように頑張っていないと、これ、ずるずるこういうことをやっておいたら、いつまでたってもこの笠置山線の完成はないと思いますので、その辺のちょっと今後の計画についてどういう対応をされておるのか、お伺いしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（松本 勇君） この笠置山線の建設につきましては、かなりの年月を費やしています。

毎年のように、この笠置山線の件については、議員からも御指摘をいただいているとおりであります。

我々としていたしましては、一日も早く完成をとということで、目指しているわけですが、いかんせん国のほうの社会資本整備総合交付金ですか、こういったものの減額がずっと続いておりまして、ことしは特にひどかったように思います。それは笠置だけのことかとい

ろいろ聞いてみますと、やはりそれぞれの市町村において特に国交省関係の補助金が削られているみたいであります。

この現実を踏まえ、やはり笠置山線もいつまでもこういった状況に置くわけにはまいらないと思います。できるだけ早くにとということで我々も思っているわけですが、あと300メートル、たしか先ほどの課長の説明では、残すところあと300メートルほどということになっているそうでございますので、こういったことについては、もう一度計画を見直しながら、どれぐらいで完成していくか。これからも我々の国・府への要望活動も含めて、一層力を入れてまいりたいと思いますので、できるだけ早く完成できますように、力を尽くしてまいりますので、その辺で御理解いただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） はい、西岡です。

ひとつその辺、今やっている地方創生ですね、これとも絡めてやはり早いこと仕上げてもらわんとあかんと思いますので、よろしく願いしておきたいと思います。

それから、もう一点、15ページの林業振興費で鳥獣捕獲事業委託28万いうのを先ほど説明されましたけれども、この事業も毎年やっておられると。今年度はこれ、笠置地域でやられるのかな。やってもらってるんやけれども、我々田畑やっているものにとっては、被害は全然減らない、そういう状況がずっと続いております。これ、やってもらったんのはありがたいんですけども、例えば和束のほうでやったら、笠置へお前ら送ってんのとちゃうかというようなことも言われておるし、これの効果ですね、どういう目標を持ってやっておられるのか。そのやった事業、捕獲はどのぐらいの捕獲量があって、目標どおりいけてんのか、その辺のことをお尋ねしたいのと、もう一点は、農林のほうで、補助金のほうで出て、鳥獣のフェンス等の事業やっていますわね。これ、今年度は、当初の予定どおり進めておられるのか、まだそこらで余りふえているあれを見たことがないんです。これからやられると思うんですけども、その辺の状況とちょっと説明してください。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、有害鳥獣の広域捕獲についてでございますが、これにつきましては、一昨年から広域というような形で実施させていただいております。昨年につきましては、先ほども御説明させていただきましたとおり、南山城村、それから和束町とそれぞれ合同でという形でやら

せていただいております。これ、なぜ合同で広域かということになりますと、各町村ともに有害鳥獣の捕獲許可等は出してはおるわけでございますが、それぞれの町村の管轄内でしかできないといった中で、なかなか例えば笠置と南山城村との境界付近の際どいところまではなかなか有害鳥獣のほうでも追っていけないということで、このような形で合同で実施することにより、その町村界付近に追い込むことができるというような形で事業のほうを行っておるわけでございます。ただ、なかなかやはり相手も生き物ということで、事前に監視カメラ等をつけた中で、生息域等活動範囲等調査しながら、なるべくどうせやるんですから効果が上がるようにということでやっておるわけですが、なかなかうまくいかないというところが実態でございます。

昨年につきましても相楽郡の猟友会さんのほうからハンター20名ほど参加していただき、なおかつ猟犬も5頭投入していただいた中でございますが、昨年度につきましてもは、鹿が3頭捕獲できたということです。一昨年につきましてもは、残念ながら、実績を上げることができなかったということでございます。

この広域捕獲につきましてもは、各市町村で単独で有害鳥獣の捕獲の許可を出しつつ、こういうふうな追い込みのしにくいような町村界のほうで効率的に効果を上げたいということで、実施をさせていただいておるものでございます。

あともう一点、侵入防止柵のほうについてでございますが、今年度につきましても要望がございまして、年明けに恐らく交付決定等の通知がまいるかと思っておりますので、その時点で実施していくというような形になっております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） そのフェンスの設置件数ですけれども、今年度はどれだけの予定をされているんですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） すみません、ちょっと今正式な件数は把握しておらないんですが、南部のほうで1組合ということで聞いておると、あと、西部のほうで機能向上という形で、今現在ある、例えば鹿、イノシシにプラス猿を防除するための機能を追加するというもので出ておったかと思っております。

この制度につきましてもは、実施から4年目を迎えておりました、かなり過去3年間で普及のほうしておるということで、昨年あたりから申請等の件数も大幅に減少してきております。と申しますのも、やはり国のほうの交付金の基準によりまして3軒以上の農家さんが集まっ

ていただいた中で、組合等のものをつくっていただくなり、一定費用対効果が上がるような効率的な防除ができるといった条件があります関係で、そういうふうな形になっておるのかと思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6 番（西岡良祐君） もう一点、鳥獣捕獲に関連して、猿の感知無線というのかそれを設置されていると思うんですけども、これの群れに感知器をつけて、群れが近づいてきたらわかるというような装置やと思うんですけども、それを今一式というか、1台は持っておられると思うんですけども、その辺の拡張も考えておられるのか。その無線の効果ですね、そういうものはどういうふうになっているのか、試験的にやっておられると思うんですけども、その辺の今実態どうなんですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

猿の接近したときの警報装置というもの、これにつきましては、以前に京都府のほうで捕獲いたしました猿のほうに発信機をつけております。ただし、今おっしゃられたとおり、あくまで無線ということにして、特に笠置町のように山と谷の溪谷で集落が区切られているというような形になりますと、なかなかすぐ近くまでその発信機をつけた猿が近づいておってもなかなか無線のほうに反応しないということがございます。

今、町のほうでも、ほとんど1基、この時期は電源を入れて庁舎内で無線の信号を受けようとはしておるわけですが、はっきり申し上げまして、ほとんど通報が鳴らないといった状況でございます。これがもう少し性能がいいといいますか、実際使えるようなものであるのであれば、今後そういった装置の普及拡大ということも考えていきたいわけですが、現在の無線方式によるものでありますと、なかなか平地のところだと、確かに近づいてくると無線で警報が鳴るというような形でございますが、谷筋なんかをおりてきているともう全く反応しないといった状況ですので、普及等については、今後もう少し検証等が必要かと考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6 番（西岡良祐君） そやから、そういうことをやっているんやったら、もうちょっと無駄なものか、そんなことやっても。私、思うのは、今1台だけ持っておられるんかどうかわかんけれども、笠置町やったら、大体北部地区、南部区、区ごとぐらいに1台ずつそういうものを渡してあげるということでないと、我々も常時そんなに猿の監視員なんかしているのどち

やうんやから、そういうことで防護していくようなことも考えていかないと、この笠置町で、鳥獣防護というのは、もう無理ですわ、こういう山間部では。だから、これ、28万かけて猟友会のこういう事業もやってもらっておるけれども、これだけでただ追っ払うだけやと。またしばらくしたら来よるといようなことになるんで、もう自分らで守っていかんとしょうないですよ、これは。そやから、猿が来たなということになったら、やっぱり追っ払うといようなことで対応していくのが一番いいんじゃないかと思うんで、そういう方法もいろいろと試作いうか、検討して、これ、猿の無線の感知器なんか、日本全国調べたら、絶対やっている思いますよ。その辺のもよく聞いてもうてね、やんねんやったら。持つんやったら、持ついうことで、いけるものかどうかいことをちゃんとやってしていかないと、もう鳥獣には勝てませんので、その辺よろしくお願いしときます。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西村君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

14ページの骨髄ドナー助成事業14万円についてお聞きをします。

これは、ドナーの方が骨髄提供に係る通院、入院、面接に要した費用の助成と思います。この事業は既に国に基づいて、多くの自治体が始められております。通院、入院、面接に要した日数掛ける2万円で、上限が14万円とされておりますが、笠置町の制度も同様でしょうか、まず、お聞きをします。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。ただいまの西村議員の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃられました制度内容で同様かと存じます。京都府の制度に町が乗ったということでございまして、助成対象につきましても、もう少し御説明申し上げますと、健康診断のための通院、自己採血のための通院、骨髄等の採取のための入院、それから、それまでの骨髄バンク医療機関が必要と認める通院、入院もしくは面談というふうなものも対象になっております。単価につきましても、議員おっしゃられたとおりでございます。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

行政とされまして、この助成制度はもとより、骨髄ドナーバンクへの登録をしていただくように、さらに啓発していただくことが、これよりも私は大切ではないかと思っております。

今、全国でドナーバンクの登録者は43万5,000人おられるそうです。白血病など血

液疾患の方は年間6,000人ぐらい発病されて、そのうち2,000人ぐらいの方がバンクを介して移植を望んでおられます。

問題なのは、提供者の方と受けられる方の白血球の型が合うのは、数百、数万人のうち1人ぐらいだそうです。また、あったとしても提供者の健康状態なども問題になりますので、バンクは数こそ力と言われております。提供された方は、役に立てて感激、また、された方は大げさな輸血みたいやったとたくさんの方が言われております。

移植を受ければ助かる命、ドナーバンク登録者をふやすような啓発も町としてもこの助成制度とともに広げていっていただきたいのように思いますが。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

この要綱の制定を契機により一層住民に対して啓発を進めていきたいと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第44号、平成27年度笠置町一般会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第44号、平成27年度笠置町一般会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第13、議案第45号、平成27年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第45号、平成27年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ171万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を

それぞれ6, 476万4, 000円とするものでございます。補正予算内容といたしましては、歳入では、財政調整基金繰入金及び繰越金の増額。歳出では、一般管理費での人件費並びに簡易水道施設費の賃金と浄水設備の修繕料の増額を計上したものでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

それでは、議案第45号、平成27年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の内容につきまして御説明させていただきます。

予算書の6ページをお願いいたします。

まず、歳入の部でございますが、4款繰入金、2項基金繰入金、2目財政調整基金繰入金48万6, 000円の補正額を計上いたしております。中身といたしましては、今回の歳出予算の財源不足分に充てるために財政調整基金の繰入金を取り崩すものでございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金123万1, 000円でございます。こちらにつきましても財源留保しておりました前年度繰越金の123万1, 000円を計上させていただいたものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で22万円の補正となっております。節の内容といたしましては、共済費で22万円を計上いたしておりますが、内訳といたしまして、職員共済組合負担金で21万6, 000円、こちらにつきましては、負担金の計算方法の変更に伴う増減となっております。公務災害補償基金4, 000円、こちらにつきましては、率の変更によるものでございます。

次に、2款衛生費、1項上水道費、1目簡易水道施設費、補正額149万7, 000円の計上となっております。節の区分といたしまして、7節賃金で、こちらにつきましては、見回り等賃金のほうを41万7, 000円計上をさせていただいております。同じく節で、11節需用費でございますが、修繕料といたしまして108万円を計上させていただいております。こちらにつきましては、笠置浄水場内浄水装置でございますが、薬品注入ポンプ2基の交換に要する費用でございます。これにつきましては、原水の濁度を下げるときの凝集剤を注入する薬注ポンプとなっております。平成11年の稼働当初からずっと使ったわけでございますが、経年劣化により、必要な注入量を打つことができないということになっておりまして、このたび修繕を行うものでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第45号、平成27年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第45号、平成27年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第14、議案第46号、平成27年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第46号、平成27年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,443万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,742万4,000円とするものでございます。主な提案内容は、居宅介護サービス給付見込みの上昇により増額補正でございまして、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

議案第46号、平成27年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件につきまして御説明申し上げます。

6ページの歳入のほうから御説明いたします。

この歳入につきましては、歳入財源の公費負担分約8割を兼ねております。細部の説明を省きまして御説明申し上げます。

国庫支出金、国庫負担金で、補正額278万6,000円。それから、国庫支出金、国庫補助金の補正額87万5,000円。それから、4款支払基金交付金の補正額398万

4, 000円。

それから、6ページの最後でございます。5款府支出金、府負担金につきましては193万6, 000円。

7ページにまいりまして、府支出金、府補助金の補正額2, 000円。

7款繰入金、一般会計繰入金の補正額181万8, 000円。

8款繰越金、302万9, 000円の額となっております。この繰越金が、公費以外の2割分を占めていくというふうなことになります。

歳出、8ページにまいります。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、これは1, 140万の補正額でございます。当初見込んでおいた通所なり訪問介護が経費がかさんでいるというふうなことでございます。通所につきましては、御承知のとおり、4月から民間業者に委託し、サービスを拡充しているところでございます。それから、訪問につきましては、やはり困難ケースがふえているという現状がございます。それに伴いました増と分析しております。

それから、3目の施設介護サービス給付費につきましては240万の補正額をお願いしております。利用者は大体全体で30人おるんで、そんなに増減はないんですけども、やはり入所、退所の関係、医療介護につきましては、医療の度合等々で今回240万の不足を予定し、計上したところでございます。

それから、給付費が上がることに伴いまして、6目居宅介護サービス計画給付費、給付費が上がることに伴いまして、必然的にこの計画樹立の係る費用も補正をお願いしている。ケアマネジャーの係る費用でございます。63万円。あわせて保険給付費の介護サービス等諸費では1, 443万円の補正額をお願いしているというところでございます。

それから、2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費、2目介護予防福祉用具購入費、これにつきましては、予防でございますので、要支援者のための福祉用具でございます。入浴補助用具等々当初予定しておりました10万円が現在4, 000円になっているというふうなことで、今後の要望を見据えて10万円追加補正させていただきます。

それから、続きまして、3款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目介護予防二次予防事業で30万円の減額をしております。これにつきましては、当初予定しておりました専門家の講師派遣の事業につきましては、ほぼ山城病院なり京都医師会の先生方の御協力によりまして、無報酬で行えているというのが大きな事由でございます。

最後に、9ページでございます。

3款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業、5目の任意事業費、この事業につきましては、介護者激励金事業なり紙おむつ購入補助というふうな大きな2つの事業をやっておりまして、今回紙おむつ購入補助事業で対象者が当初より若干ふえたということでございまして20万の増額補正をしているところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。石田さん。

7番（石田春子君） 7番、石田です。

一番最後の8ページ、今回、居宅介護、施設介護で1,443万補正されているが、急に介護が必要になったのですか。人員は30名と今おっしゃいましたわね。介護施設の世帯分離等はないのですか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。石田議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

1,443万円のこの2款1項の補正額の大きな内容は、居宅介護サービス給付費が大きな原因でございまして、1,140万円。施設につきましては、おおむね30名というように御説明させていただきました。施設についてはそんなに大きな増減はございません。ただ、個々の事業の差で240万円の不足が生じたということで御理解いただきたいというのと、居宅介護サービスについては、サービスの拡充をした分も当然でございます。当然今まで公でしたらできなかったサービス、それから許容人員、利用人員の増加というふうなものも今後出てきます。この捉え方でございますが、やはり今まで受けられなかったという意味じゃないんですけれども、より受けていただくような方が受けられるような体制になったというふうなことで、必要な経費かなというふうに考えております。

それから、世帯分離につきましては、世帯の分離の届け出というのは、真摯に受けとめて介護のほうに適用させていただいているということでございまして、何の介護保険制度のほうから恣意的なことは一切やっておらないところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 石田さん。

7番（石田春子君） 7番、石田です。

もう一点だけお聞きしますけれども、介護の2級と3級との違いというやつは、どのようなあれで、きのうちちょっと電話かかってきて、山城病院に入院していたらと私先生に聞きに行ってきますと言いましてんけれども、行く間がなかったもので、これ、2級と3級の差と

いうのはわからないですか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 介護度2と3の違いでよろしいですか。介護保険法上は、2級、3級という表現じゃなしに、介護度2、3というふうな分け方しております。

私も担当者レベルの知識は持ち合わせていませんので、もうおおむねな御説明になってしまうんですけども、一番目安になりますのは、介護度3になります。3というのは、自立度がそこで分かれるんです。介護度3になるとやはり自立度が極端に低くなると。介護度2になると横臥というんですか、寝たきりではないんですけども、その頻度が高くなるというふうな、もう大まかな説明で失礼なんですけれども、そういう理解をしております。あと、細かい内容でしたら、また改めて後日御説明申し上げさせていただきたいと思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第46号、平成27年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第46号、平成27年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第2日目は12月17日午前9時30分から開会します。通知は省略します。

本日は御苦労さんでした。

散 会 午前11時58分